

## 指名停止措置について

### 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、西尾建設工業（株）（所在地 福井県大野市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 9月 4日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部	契約管理官	高橋 孝広	Tel 025-370-6650	（ダイヤルイン）
	経理調達課長	山本 陽介	Tel 025-370-6650	（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
西尾建設工業（株）	福井県大野市平沢領家12-41-2

2. 指名停止措置期間：平成30年9月4日 ～ 平成30年10月3日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

西尾建設工業（株）の元代表取締役は、福井県発注の河川工事をめぐり、職員に対し職務上知り得た秘密を漏らすようそそのかしたとして、平成30年4月27日に地方公務員法違反の疑いで福井県警に書類送検された後、公訴提起され、その後、罰金刑に処せられている。

5. 措置理由

このことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1～14 略 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内